

江戸川大学公的研究費等事務取扱要項

平成 19 年 11 月 27 日
学 長 裁 定

(趣旨)

- 1 江戸川大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

- 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 部局等 各学部、事務局をいう。
 - (2) 部局長等 前項に定める部局等の長をいう。
 - (3) 研究者 公的研究費等の研究代表者及び研究分担者をいう。
 - (4) 直接経費 公的研究費等の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
 - (5) 間接経費 公的研究費等の事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(公的研究費等に係る諸手続)

- 3 本学は、公的研究費等に係る諸手続として次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 応募・交付申請に係る手続に関すること。
 - (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関すること。
 - (3) 実績報告に係る手続に関すること。
 - (4) 研究成果報告に係る手続に関すること。
 - (5) 間接経費に係る事務手続に関すること。

(公的研究費等の通知)

- 4 学長は、研究者から受領の委任を受けた公的研究費等について、これを受領したときは、研究者の所属部局長等に通知するものとする。

(直接経費の管理)

- 5 直接経費の管理は、企画総務課長がこれを行う。
- 6 直接経費の預金より生じた利息については、当該研究を遂行するために必要な経費に充当するものとする。

(間接経費の譲渡)

- 7 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、学長に譲渡しなければならない。

(間接経費の管理)

- 8 学長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、直ちに本学の収入として受け入れるものとする。

(経理事務の取扱い)

- 9 経費に係る経理事務は、本学の会計諸規則に準じて取り扱うものとする。

(実施等)

- 10 この要項は、平成 19 年 11 月 1 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。